令和８年１１月２５日判決言渡

令和８年（行ケ）第２０００１号　審決取消請求事件

口頭弁論終結日　令和８年９月３０日

判　　決

原　　告　　X

同訴訟代理人弁護士　　浜　田　治　雄

被　　告　　特　許　庁　長　官

同指定代理人　　綿　引　　隆

松　永　　稔

中　野　浩　昌

原　田　貴　志

小　川　将　之

主　　文

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

３　この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を３０日と定める。

事実及び理由

第１　請求

特許庁が不服２０２４－１６７０２号事件について令和８年１月２１日にした審決を取り消す。

第２　事案の概要

本件は、原告が被告に対し、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取

消しを求める事案である。

1　特許庁における手続の経緯等（当事者間に争いがないか、又は当裁判所に顕著な事実）

⑴　原告は、令和３年１月１２日、発明の名称を「三相発電機における回転子上の四又はそれ以上の極」とする発明について、特許出願（特願２０２２－５７３６４７。優先権主張日：令和２年５月２７日（以下「本願優先日」という。）、優先権主張国：米国。以下「本願」という。）をしたが、令和６年６月１４日付けで拒絶査定を受けた。

⑵　原告は、同年１０月１８日、上記拒絶査定に対し拒絶査定不服審判請求（不服２０２４－１６７０２号）をするとともに、手続補正書を提出した（以下、この手続補正を「本件補正」という。）。

⑶　特許庁は、令和８年１月２１日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同年２月４日、原告に送達された（出訴期間９０日附加）。

⑷　原告は、同年６月３日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2　特許請求の範囲の記載

本件補正後の本願の特許請求の範囲の請求項１の記載は、以下のとおりである（以下、この発明を「本願発明」という。）。

「回転子に４つ以上の極を備え、蒸気タービンに連結された三相発電機。」

3　本件審決の理由の要旨

⑴　引用文献１に基づく新規性、進歩性

ア　引用文献１（米国特許出願公開第２０１７／００４７８１３号明細書。甲１１の１）には、従来の発電機として次の発明（以下「引用発明１」という。）が記載されている。

「回転子６０を備える６スロット８極の発電機であって、

エネルギー源を蒸気タービンとすることができ、

三相発電機とすることができる、

発電機。」

イ　引用発明１の「回転子６０」は、本願発明の「回転子」に相当する。引用発明１は、「６スロット８極の発電機」であるから、「回転子に４つ以上の極を備え」ている点で本願発明と一致する。引用発明１の「発電機」は「エネルギー源を蒸気タービンとすることができ」、「三相発電機とすることができる」ものであるから、「蒸気タービンに連結された三相発電機」といえる点で本願発明と一致する。したがって、本願発明は引用発明１と一致し、相違しない。

ウ　仮に本願発明と引用発明１とが、発電機が蒸気タービンに直接連結されているか否かの点で相違したとしても、発電機と蒸気タービンとを相互に回転シャフトを直結すること、又は減速機を介して結合することは公知の技術であるから、上記相違点は、当業者が容易に想到し得る事項である。

⑵　引用文献２に基づく新規性、進歩性

ア　引用文献２（国際公開第２００８／０６１３１２号。甲１１の２）には、次の発明（以下「引用発明２」という。）が記載されている。

「交流発電機１００であって、

回転子は１２極の回転子にすることができ、

発電機を駆動する動力源として蒸気タービンを使用することができ、

多相主巻線は、三相にすることができる、

交流発電機１００。」

イ　引用発明２の「回転子」は、本願発明の「回転子」に相当する。引用発明２は、「回転子は１２極の回転子にすることができ」るものであるから、「回転子に４つ以上の極を備え」ている点で本願発明と一致する。引用発明２の「交流発電機１００」は、「発電機を駆動する動力源として蒸気タービンを使用することができ」、「多相主巻線は、三相にすることができる」

ものであるから、「蒸気タービンに連結された三相発電機」といえる点で本願発明と一致する。したがって、本願発明は引用発明２と一致し、相違しない。

ウ　仮に相違点があるとしても、本願発明は、引用発明２に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである。

⑶　引用文献４を主引用文献とする進歩性

ア　引用文献４（特開２０１６－１４４２２０号公報。甲１１の４）には、次の発明（以下「引用発明４」という。）が記載されている。

「回転磁界形同期発電機１００であって、

回転軸１０２、固定子コイル１０３及び突極形回転子１を備え、

突極形回転子１は磁極鉄心２と磁極鉄心２に巻き回された巻き線３を備え、

磁極鉄心２は４個の突極２ａを備え、

回転軸１０２は蒸気タービンに連結されている、

回転磁界形同期発電機１００。」

イ　本願発明は引用発明４と以下の一致点及び相違点を有する。

（一致点）

回転子に４つ以上の極を備え、蒸気タービンに連結された発電機。

（相違点）

本願発明は、「三相発電機」であるのに対して、引用発明４は、そのような構成となっているのか明らかでない点。

ウ　引用文献５（特表２０１１－５２０４１７号公報。甲１１の５）の記載から、突極型回転子を備える発電機を三相発電機とすることは、本願優先日における周知技術であると認められる。したがって、引用発明４を三相発電機とし、相違点に係る本願発明の構成とすることは、当業者が容易になし得たことである。

第３　原告主張の審決取消事由

１　取消事由１（「蒸気タービンに連結された」の解釈誤り）

本願発明の「蒸気タービンに連結された」との文言は、三相発電機が、単に蒸気タービンによって駆動され得るとか、蒸気タービンを動力源の一例として選択できるという抽象的可能性を表すものではなく、蒸気タービンから回転力を受けて三相発電を行うように両者が結合された構成であるという現実の構造的・機能的結合関係を要求する。

本願に係る明細書及び図面（以下、併せて「本願明細書等」という。）が、技術分野について「特に発電所で生成される電気エネルギー」に関すると明記し、実施形態について「蒸気を生成し、発電機に結合されたタービンを動かす」発電所を説明し、２極・三相発電機を「発電所の典型的な発電機」として、極数の増加に伴う同期速度の低下を対比しているとしているのは、「蒸気タービンに連結された」との文言が、発電所におけるタービンと発電機の結合関係を意味すること及び「４つ以上の極」がその技術的文脈において選択されたことを確認するためである。

２　取消事由２（引用文献１の認定誤り）

⑴　新規性を否定するためには、本願発明の全構成が一つの引用発明として直接かつ一義的に導かれなければならない。引用文献１の記載の位置及び対象が異なる記載から「蒸気タービンに連結された」、「８極」、「三相」という三要素の組合せを新たに構成することは、引用文献１に記載された一つの具体的発明の認定ではなく、引用文献を設計図として本願発明を再構成する後知恵である。

⑵　引用文献１には、蒸気タービンを「エネルギー源とすることができる」旨記載されているだけで、特定の発電機が蒸気タービンに現実に連結された構成が直接かつ一義的に導かれるわけではない。

⑶　発電機の用途、想定される回転速度、回転子構造及び駆動源との関係が異

なれば、極数の選択が持つ技術的意味も異なるから、引用文献１に発電機一般についての記載があるからといって、その各記載を発電所用蒸気タービン発電機の構成として無条件に読み替えることはできない。

３　取消事由３（引用文献２の認定誤り）

⑴　引用文献２において、一次動力源として蒸気タービンを使用し得るとの一般的記載と、可搬型溶接機の具体的巻線・回転子構成との間に、当該組合せを指し示す明示的又は必然的な関連付けがない限り、「連結された」構成の直接かつ一義的な開示はないというべきである。

⑵　引用文献２の可搬型溶接機用発電装置と、本願発明が技術的前提とする発電所又は公益事業用の蒸気タービン発電機とは、目的及び使用態様を異にする。特に、蒸気タービンとの速度整合を含む運転条件を考慮すれば、可搬型装置の構成を発電所用装置へ移すことは、単なる用途の置換ではなく、蒸気タービンを具体的に選択し、発電所用蒸気タービン発電機へ適用する動機付けが必要である。

４　取消事由４（引用文献４の認定誤り及び相違点看過）

引用発明４を蒸気タービンが現実に連結された構成として認定するためには、動力源候補を具体的に選択した技術的構成又は少なくともその選択を明確に指し示す記載が必要である。

仮に引用発明４について蒸気タービンとの連結まで認定できるとしても、引用発明４の具体的構成を維持したまま、蒸気タービンを選択し、かつ三相化することが設計事項にすぎないとする技術的根拠は示されていない。

５　取消事由５（容易想到性判断の誤り）

本件で必要なのは、各引用文献について、①主たる具体的実施形態を特定し、②蒸気タービン、４極以上及び三相という各選択肢の組合せを採用する契機を示し、③その組合せが当該実施形態の目的及び構成と整合することを示し、④他用途又は小型の発電機の構成を発電所用蒸気タービン発電機へ適用できる技

術的根拠を示すことであるが、本件審決はこの段階的な論理付けを欠いている。

第４　被告の反論

１　取消事由１（「蒸気タービンに連結された」の解釈誤り）について

本願発明の請求項１は、「回転子に４つ以上の極を備え、蒸気タービンに連結された三相発電機。」と記載するのみであるから、原告が主張する蒸気タービン用発電機としての構造的特徴等は本願発明の発明特定事項ではない。また、本願明細書等を参酌しても、これらの事項が本願発明の必須構成であると理解すべき特段の事情はない。原告の取消事由１に係る主張は、本願発明の要旨に基づかないものであって失当である。

２　取消事由２（引用文献１の認定誤り）について

原告が主張する蒸気タービン発電機としての構造等に係る事項は、本願発明の発明特定事項ではないから、これらの事項に対応する事項を引用発明として認定する必要はない。本件審決は、引用文献１に記載された事項について、本願発明の発明特定事項に相当する事項を過不足なく引用発明１として認定したものであるから、誤りはない。

３　取消事由３（引用文献２の認定誤り）について

上記２と同様、本件審決の引用発明２の認定に誤りはない。

４　取消事由４（引用文献４の認定誤り及び相違点看過）について

本件審決は、引用文献４に記載された回転磁界形同期発電機の構成に基づいて引用発明４を認定し、それを本願の特許請求の範囲の記載のとおりに認定した本願発明と対比し、引用発明４が「三相発電機」であるか明らかでない点を相違点として認定したものであり、その相違点の認定に誤りはない。

５　取消事由５（容易想到性判断の誤り）について

原告が主張する発電所用蒸気タービン発電機への転用に係る事項は、本願の特許請求の範囲に記載されたものではなく、本願発明の発明特定事項ではないから、容易想到性判断に誤りがあるという原告の主張は前提を欠く。

第５　当裁判所の判断

１　本願発明の概要

本願に係る特許請求の範囲（前記第２の２）及び本願明細書等の記載（甲２、１４。以下、その段落番号等を【】で示す。）によると、本願発明の概要は以下のとおりであると認められる。

⑴　【技術分野】本願発明は、電気エネルギーの分野に関し、特に発電所で生成される電気エネルギーに関する（【０００１】）。

⑵　【背景技術】及び【発明が解決しようとする課題】

幾つかの要因、特に化石燃料の増加のおかげで、電気エネルギーの生産及び消費のコストが、数十年にわたって徐々に増加し、電気エネルギーの消費に対して支払を行うときに、消費者を混乱させるのに役立ったか、又は混乱させた（【０００２】、【０００３】）。

⑶　【課題を解決するための手段】

本願発明は、発電機回転子上の極数を増加させることによって電気エネルギーの生成コストを低減する（【０００４】）。

⑷　【発明を実施するための形態】

一般に、蒸気を生成し、発電機に結合されたタービンを動かすために化石燃料及び核分裂を使用する発電所では、発電機は発電機内に２つの極を有し、回転子を３６００ＲＰＭで回転させ、６０Ｈｚの電流及び電圧を生成する（【０００６】、【０００８】、【図１】、【図２】）。

それに対し、回転子に６つの極を有する発電機は、６０Ｈｚの三相電流及び電圧を生成するが、その回転子は１２００ＲＰＭの速度で回転し、必要な回転数を６７％減少させる（【０００８】、【０００９】、【表１】、【図３】）。

発電機回転子の回転数が減少すると、発電機の回転子に結合されたタービンを回転させるために使用される蒸気の量が減少し、必要な水が少なくなり、水を蒸気に変化させるのに必要な燃料が少なくなる。発電所で実施すること

ができる場合、発電効率を高め、大気中の汚染物質を減少させることができる。（【００１０】、【００１１】）

２　取消事由１（「蒸気タービンに連結された」の解釈誤り）について

⑴　原告は、本願発明の「蒸気タービンに連結された」との文言は、蒸気タービンから回転力を受けて三相発電を行うように両者が結合された構成を要求すると主張する。

しかし、本願発明の請求項１の「蒸気タービンに連結された三相発電機」との記載から、三相発電機が「蒸気タービン」に「連結」（つらねむすぶこと。むすびあわせること。広辞苑第七版参照）された構造であると自然に理解することができる。また、本願明細書等には、本願発明の「連結」の用語を定義した記載はなく、上記解釈に抵触する記載もない。そうすると、本願発明を、本願発明の請求項１に記載した事項により特定されるとおりのものとした本件審決の認定は相当である。

⑵　原告は、本願明細書等の記載から、「蒸気タービンに連結された」との文言が、発電所におけるタービンと発電機の結合関係を意味すると主張する。

しかし、原告が指摘する本件明細書等の記載は、「特に発電所で生成される電気エネルギー」（【０００１】）、「一般に、蒸気を生成し、発電機に結合されたタービンを動かす…発電所では」（【０００６】）、「発電所の典型的な発電機」（【０００８】）との表現からも明らかなように、いずれも単に発電所で使用される発電機を例として挙げているだけであって、これに限定しているわけではない。また、本願明細書等の記載を見ても、「発電所におけるタービンと発電機の結合関係」として具体的にどのような事項が特定されるのかは定かではない。

⑶　したがって、取消事由１は理由がない。

３　取消事由２（引用文献１の認定誤り）について

⑴　原告は、新規性を否定するためには、本願発明の全構成が一つの引用発明

として直接かつ一義的に導かれなければならず、引用文献１の記載の位置及び対象が異なる記載から引用発明１を具体的な発明として認定することはできないと主張する。

しかし、本件審決が引用発明１として認定した①「蒸気タービンに連結された」はエネルギー源としての「燃料駆動のモーター」、「蒸気タービン」、「水力タービン」、「その他の装置」の四つのうちの一つとして（甲１１の１［０００５］）、②「８極」は「従来の６スロット８極の発電機」として（甲１１の１［０００７］）、③「三相発電機」は「単相発電機」又は「三相発電機」の二つのうちの一つとして（甲１１の１［００５７］）それぞれ示されたものであり、これらを組み合わせることが困難であるとはうかがわれない。したがって、引用発明１は引用文献１に具体的に記載され開示されているということができる。

⑵　原告は、引用文献１には蒸気タービンを「エネルギー源とすることができる」旨記載されているだけで、特定の発電機が蒸気タービンに現実に連結された構成が直接かつ一義的に導かれるわけではないと主張する。

しかし、引用発明の認定に当たっては、本願発明の発明特定事項に相当する事項を過不足のない限度で認定すれば足りる。そして、前記２で説示したとおり、本願発明は、特定の発電機が蒸気タービンに現実に連結された構成を発明特定事項とするものではないから、引用発明１の認定においても、上記構成を認定する必要はないというべきである。

⑶　原告は、発電機の用途等が異なれば、極数の選択が持つ技術的意味も異なるから、引用文献１に発電機一般についての記載があるからといって、その記載を発電所用蒸気タービン発電機の構成として無条件に読み替えることはできないと主張する。

しかし、前記２で説示したとおり、本願発明は、発電所用蒸気タービン発電機の構成を発明特定事項とするものではないから、引用発明１の認定にお

いても、上記構成を認定する必要はないというべきである。

⑷　したがって、取消事由２は採用できず、本願発明が引用発明１と同一であり新規性を欠くとした本件審決の判断はこれを是認することができる。

４　結論

以上によると、その余の点を判断するまでもなく、本願を拒絶すべきものとした本件審決の判断は相当であり、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第４部

裁判長裁判官　長　谷　川　浩　二

裁判官　伊　藤　清　隆

裁判官　諸　岡　慎　介